

自動車運送業分野 特定技能協議会の設置について

特定技能における分野別の協議会について

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ

●●分野協議会

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は協議会の構成員になることが必要（注）

分野所管省庁

受入れ機関

業界団体

その他
(登録支援機関、有識者等)

関係省庁
(法務省、警察庁、外務省、厚生労働省)

活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野及び工業製品製造業分野においては、受入れ機関は別途告示で定める法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

自動車運送業分野特定技能協議会

令和7年1月17日に自動車運送業分野特定技能協議会を設置、同日に「自動車運送業分野特定技能協議会運営規約」を制定。

目的

協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関（外国人材受入れ企業等）が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図り有用な情報を共有すること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

構成員

- ・有識者
- ・特定技能所属機関（外国人材受入れ企業等）
- ・登録支援機関
- ・業界団体等
- ・試験実施機関
- ・関係省庁
 - ・警察庁
 - ・法務省
 - ・外務省
 - ・厚生労働省

自動車運送業分野特定技能協議会

活動内容

- ① 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入に係る人権上の問題等への対応策の検討
- ③ 特定技能所属機関・登録支援機関に対する法令遵守の啓発及び指導
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- ⑦ 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
- ⑧ 自動車運送業分野における生産性向上・国内人材確保のための取組の調査・啓発
- ⑨ その他、情報共有・協議等

遵守事項

特定技能所属機関・登録支援機関は、以下の事項を遵守する必要がある。

- ① 特定技能外国人の個人情報等の適切な保護
- ② 出入国管理及び難民認定法その他関係法令の遵守
- ③ 他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き等の禁止
- ④ 看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れ自粛要請の遵守
- ⑤ 適正な業務遂行に疑義のある特定技能外国人の指導・監督
- ⑥ 協議会の定める届出の適切な実施
- ⑦ 協議会の行う調査等への必要な協力実施
- ⑧ 円滑な運転免許取得に向けた対応実施

自動車運送業分野特定技能協議会加入手続き

「自動車運送業分野特定技能協議会運営規程(令和7年1月17日)」に以下手続きを規定。

①特定技能所属機関の自動車運送業分野特定技能協議会加入手続き※

②登録支援機関の自動車運送業分野特定技能協議会加入手続き※

※変更・退会手続き等も規定

①特定技能所属機関

加入届出書(第1号様式)を提出

必要事項を記入の上、国土交通省のHPに記載の
WEBフォームにて事務局まで提出をお願いいたします。



構成員資格証明書の公布

届出内容を確認し、問題がなければ、協議会構成員番号等を記載した構成員資格証明書をメールで送付いたします。

②登録支援機関

加入届出書(第2号様式)の提出

必要事項を記入の上、国土交通省のHPに記載の
WEBフォームにて事務局まで提出をお願いいたします。



構成員資格証明書の公布

届出内容を確認し、問題がなければ、協議会構成員番号等を記載した構成員資格証明書をメールで送付いたします。